

Koi-Fit24 利用規約

本規約は、当クラブが運営する、本サービスの利用条件を定めるものです。

第1条 (適用範囲と目的)

1. 本規約は「Koi-Fit」が「Koi-Fit24」として運営するフィットネスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）と利用契約を締結された会員及び会員以外の会員（以下「ビジター」といいます。）が当クラブ及びそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。
2. 会員及びビジターは当クラブの利用にあたり、あらかじめ本規約に同意したものとみなされます。
3. 当クラブは会員及びビジターが当クラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

第2条 (会員制度)

1. 当クラブは会員制とし、入会申込の完了した会員種別の利用範囲に応じて、諸施設を利用することができます。
2. 会員の契約期間は、会員が当クラブ所定の退会手続きが完了するまで、自動更新とします。

第3条 (入会資格について)

次の各号のいずれかに該当するものは当クラブの会員になることはできません。

- (1) 本規約及び当クラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込みを行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- (3) 医師等により運動を禁じられている者
- (4) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
- (5) 所属する学校又は団体においてフィットネスクラブへの入会を禁じられている者
- (6) 未成年で当クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- (7) 過去に規約退会処分となったことがある者
- (8) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第4条 (入会手続き)

1. 当クラブ所定の申込方法により本規約を承諾した上で、当クラブが承諾した時に契約が成立し、当クラブの会員となります。
2. 未成年者の入会の際には親権者の同意が必要で、未成年者の入会の際には同意をした親権者にも連帯して本規約に基づく責任を負うものとします。
3. 会員は当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。
4. 当クラブは会員に対し、指定のアプリ（以下「本アプリ」といいます。）で施設への入退館ができるように登録します。
5. 会員が当クラブの入退館を行う際には本アプリを使用して解錠操作を行ってください。本アプリ以外の方法で施設の入退館はできません。

6. 本アプリを用いた入退館は、本人のみによるものとし、他者を入退館させることはできません。(会員は自らの本アプリを用いて第三者を入退館させることはできません。万一、違反し第三者に当クラブを不正利用させた場合は除名の対象となり、別途第 21 条に定める違約金を支払わなければなりません。)
7. 会員は登録されたアカウント情報について登録されたメールアドレス、パスワードについて問題が生じた場合、定められた手続きに従い、メールアドレス若しくはパスワードの変更又はアカウントの再登録をする必要があります。なお、再登録時には手数料 1,100 円を支払わなければなりません。

第5条 (会員種別ごとの利用時間)

1. 会員は、当クラブ所定の申込方法により入会申込を行った会員種別の定める利用時間を遵守しなければなりません。
2. 万一、定める利用時間外の利用が認められた場合、別途第 21 条に定める違約金を支払わなければなりません。

第6条 (遵守事項)

1. 会員及びビジターは本規約及び施設内の諸規則をすべて遵守しなければなりません。
2. 施設及び機器の使用にあたって、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的な利用にあたっては、当クラブの説明及び指示に従わなければなりません。
3. 会員及びビジターは、施設を使用している際、いかなる営業活動、ビジネス活動も行ってはけません。
4. 会員及びビジターは、ほかの会員又はビジターもしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングなどの営業行為を行うことを固く禁じます。
5. 会員は施設の利用時は常に当クラブが定める服装を遵守し、次の各号に該当する服装・状態での利用を禁止します。
 - (1) ジーンズあるいはジーンズタイプのステッチ、リベット（びょう）がついているもの
 - (2) ゴム草履、草履、樹脂製サンダル及び裸足
6. 会員及びビジターは施設内及びその周辺で大声や奇声を発すること、誹謗中傷すること、あるいはほかの会員、ビジター、施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ、差別行為等の迷惑行為をすることを禁止します。
7. 会員及びビジターが施設敷地内で飲酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。
8. 会員及びビジターは、当クラブ利用における忘れ物について 7 日間を経過した後一切の権利を放棄したものとし、当クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合期間を経過せず即時処分できるものとします。
9. 当クラブの施設内には、会員及びビジターが安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、ジム設備内、ジム設備周辺等を撮影するカメラを設置しており、会員又はビジターはこれを了承の上利用するものとします。
10. 18 歳未満の午後 11 時から午前 4 時までの当クラブへの入場を禁止します。
11. 当クラブへの入退館を複数人で同時に行うことを禁止します。
12. 当クラブが入居する建物の非常階段への立ち入りを、緊急時、託児所利用時を除き禁止します。
13. 会員及びビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

14. 会員及びビジターは、当クラブに対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行ってはけません。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当クラブの信用を毀損、又は当クラブの営業を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

第7条 (会員以外の施設利用)

1. ビジターは当クラブが別途定める利用料金を所定の支払い方法により支払わなければなりません。
2. ビジターは本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第8条 (入場の禁止及び退場)

当クラブは、次の各号に該当する者の入場の禁止又は退場を命じることができます。

- (1) 本規約及び当クラブ諸規則を遵守しない者
- (2) 医師等により運動を禁じられている者
- (3) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
- (4) 大声や奇声を発するなど、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者
- (5) 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められた者
- (6) 午後 11 時から午前 4 時までの時間に施設を利用しようとする 18 歳未満の者
- (7) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断された者
- (8) 許可なく当クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘活動をする者
- (9) ほかの会員や第三者を誹謗中傷する者
- (10) ほかの会員や第三者に暴力行為や威嚇行為を行う者
- (11) 痴漢行為、覗き行為、露出行為等公序良俗に反する行為を行う者
- (12) 当クラブの施設内に落書きや造作をする者
- (13) 危険物を当クラブ施設内に持ち込む者
- (14) 当クラブ施設内で、飲酒、喫煙をする者
- (15) 当クラブの従業員の業務を妨げるもの
- (16) ほかの会員やビジターに対してストーカー行為をする者
- (17) ほかの会員やビジターの施設利用を妨げる者
- (18) 入館に際し虚偽の申告をする者
- (19) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第9条 (変更手続き等)

1. 会員は所定の申込方法での入会申込をした内容、その他、当クラブに届け出た内容が正確であることを

保証します。

2. 会員が所定の申込方法で入会申込をした内容に変更があった時は、速やかに所定の方法で変更手続きを行わなければなりません。
3. 会員種別及び月額制オプション契約の変更を希望する場合は、変更を希望する月の前々月 11 日から前月の 10 日までの期間に所定の手続きを行うものとし、その場合、変更希望月の 1 日より適応となります。なお、在席条件のある会員は、所定の期間内に会員種別を変更することはできません。
4. 在籍条件のある会員が所定の期間内に会員種別の変更をする場合は、別途定める違約金を支払わなければなりません。

第10条 (会費、施設メンテナンス料及び利用料)

1. 入会金及び施設メンテナンス料は当クラブが別途定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。
2. 一度支払われた入会金及び施設メンテナンス料は法律で定められた場合を除き、返還しません。
3. 会費は当クラブが別途定める金額を所定の支払い方法により支払うものとし、法律で定められた場合を除き、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
4. 会員には実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月まで会費及び利用料等を支払わなければなりません。

第11条 (入会金、会費、施設メンテナンス料及び利用料の改定)

1. 当クラブは別途定める入会金、会費、施設メンテナンス料及び利用料等の改定を行うことができます。
2. 前項の改定を行う場合、当クラブは 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第12条 (個人情報保護)

当クラブは保有する会員の個人情報を当クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第13条 (施設の利用制限)

1. 次の各号の理由により当クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業が困難と認めた時
 - (2) 施設、設備の点検、補修又は改修をする時
 - (3) 法令の改定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時
 - (4) 宣伝等のために、撮影やイベントに利用する時
 - (5) その他、当クラブが休業を必要と認める時
2. 前項の場合、事前にその旨を所定の通知方法により告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。なお、これにより会員に会費等の支払い義務が縮減、又は停止されることはありません。

第14条 (休会及び復帰)

1. 会員は、当クラブ所定の手続きを行った上で、月単位で休会することができます。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。
3. 休会する会員は別途定める休会費を支払うものとしします。
4. 本条の休会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
5. 休会していた会員は、休会手続き時に取り決めた復帰月から月単位で自動的に復帰となり、復帰月から所定の会費等を支払うものとしします。
6. 在籍条件のある会員は、休会することができません。

第15条 (退会)

1. 会員は、自己都合により当クラブを退会する場合、所定の退会手続きを退会希望月の前々月 11 日から前月の 10 日までの期間に行った上で、退会希望月の月末をもって退会することができます。
2. 本条の退会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
3. 会費等の全部又は一部が未納の場合は第 1 項の退会手続きの完了までに完納しなければなりません。
4. 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が 2 ヶ月となった場合、又は会費等の全部もしくは一部を支払わない月が 2 ヶ月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額当クラブが指定した方法で支払わなければなりません。
5. 在籍条件のある会員は、所定の期間内に自己都合により当クラブを退会することはできません。
6. 在籍条件のある会員が所定の期間内に自己都合により当クラブを退会する場合、別途定める違約金を支払わなければなりません。
7. 在籍条件のある会員は、自己都合により当クラブを退会する場合、在席条件に係る更新月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に所定の退会手続きを行った上で、更新月の月末をもって退会することができます。在席条件に係る更新月は、利用開始日を設定した日の月を起算月として算定します。なお、所定の期間内に退会手続きが完了しない場合、同条件で契約自動更新となります。

第16条 (規約退会)

1. 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する時は当該会員をクラブから強制的に退会(規約退会)させることができます。
 - (1) 本規約及び当クラブの諸規則を遵守しない時
 - (2) 当クラブ内外にかかわらず、法令、条例又は公序良俗に反する行為を行い、当クラブの運営に影響が生じうると判断された時
 - (3) 当クラブにおいて、入会資格を欠いていると判断した時、又は入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった時
 - (4) 第 15 条第 4 項に該当した時
 - (5) その他、当クラブにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めた時

2. 規約退会処分を受けた会員は、退会時から当クラブを使用することができません。
3. 規約退会処分を受けた会員に前納分又は既払分の会費等があっても、当クラブは法律で定められた場合を除き、これを返還しません。
4. 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当クラブへの入会はできません。

第17条 (資格喪失)

会員は次の場合、自動的にその会員資格を喪失します。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は法人の解散
- (3) 当クラブを閉鎖した時
- (4) 失踪宣告を受けた時

第18条 (クラブ施設の閉鎖と変更)

1. 当クラブは、次の理由により施設の全部又は一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業を不可能と認めた時
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当クラブの経営上等やむを得ない事由が発生した時
 - (3) 当クラブにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、事前に予告の上、解散した時ただし、解散の原因が天災、地変、公権力の命令その他不可抗力である場合には予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
2. クラブ施設の閉鎖、変更があり、それが当クラブの故意又は過失に基づく場合は、会員の会費等の支払い、返金について別に定めるものとします。なお、会員に生じた損害については、当該会員が当クラブに本サービスの対価として支払った一月分の料金を上限として損害賠償責任を負うものとします。

第19条 (会員資格の譲渡禁止等)

当クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第20条 (賠償責任)

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、当該会員が当クラブに本サービスの対価として支払った一月分の料金を上限として損害賠償責任を負うものとします。
2. 会員又はビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員が未成年の場合、入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負担しなければなりません。

第21条 (違約金)

本規約に定める不正利用に基づく違約金（第9条及び第15条に定める場合を除く。）は、特に定めのない限り、

い限り、不正利用者を第7条に定めるビジター利用者として扱い、不正利用者一人（共連れの場合はその人数）に対してビジター利用料金×不正利用回数の金額とします。

第22条 （営業日及び営業時間）

当クラブの営業日、営業時間及びスタッフ受付時間については、当クラブが別途定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第23条 （通知予告）

本規約及び当クラブの諸事情に関する通知又は予告は、会員から届け出のあった最新の住所宛やメールアドレス（各種 SNS や LINE アカウントを含むものとし、以後同様とする）に行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所宛やメールアドレスに通知が発信された時は、通知未達等発信後の責を負いません。

第24条 （反社会的勢力の排除）

1. 当クラブ及び会員は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 当クラブ又は会員は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの提供の停止、及び直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第25条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第26条 （協議解決）

当クラブ及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第27条 (管轄裁判所)

当クラブと会員との間における訴訟は、当クラブの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条 (準拠法)

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

第29条 (本規約その他諸規則の改定)

1. 当クラブは、以下のいずれかの場合、会員の同意を得ることなく、本規約、細則、利用規定、その他クラブ運営、管理に関する事項を変更できるものとします。
 - (1) 変更内容が名称変更、誤記・形式の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
 - (2) 変更内容が会員の一般の利益に適合する場合
 - (3) 変更内容が本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 本規約の内容は、前項に定める場合以外であっても必要に応じて変更することがあり、変更内容はメール、当クラブ内への掲載、その他の方法で周知しますご利用の際は最新の本規約をご覧ください。
3. 変更時まで異議を述べない会員は、当該変更に同意したものとみなします。
4. 本規約は、定型約款として当クラブと会員との間の定型取引に適用されるものとします。

規約制定令和6年4月27日